

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革 に関する実行会議」最終とりまとめ（素案）

～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～

令和 7 年 月 日

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●
I 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●
1. 改革の理念及び基本的な考え方等・・・・・・・・	●
(1) 改革の理念	
(2) 地域クラブ活動の在り方	
(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）	
(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方	
2. 改革推進期間の成果と課題・・・・・・・・	●
3. 今後の改革の方向性・・・・・・・・	●
(1) 基本的方針	
(2) 改革の進め方	
①休日における取組方針	
②平日における取組方針	
(3) 次期改革期間の設定	
(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等	
(5) 更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきこと	
4. 地方公共団体における体制整備等・・・・・・・・	●
(1) 地方公共団体内における推進体制の整備	
(2) 都道府県の役割及び複数の地方公共団体に関わる広域的な対応	
5. 学習指導要領における取扱い・・・・・・・・	●
II 各論（個別課題への対応等）・・・・・・・・	●
1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備及び適切な運営の確保・・・・・・・・	●
2. 指導者の質の保障・量の確保・・・・・・・・	●
3. 活動場所の確保・・・・・・・・	●
4. 活動場所への移動手段の確保・・・・・・・・	●
5. 大会やコンクールの運営の在り方・・・・・・・・	●
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進・・・・・・・・	●
7. 生徒の安全確保のための体制整備・・・・・・・・	●
8. 障害のある生徒の活動機会の確保・・・・・・・・	●
おわりに・・・・・・・・	●
参考（委員名簿、審議経過、書面ヒアリングの概要、関連リンク）・・・・・・・・	●

はじめに

(実行会議における議論を踏まえて記載)

本とりまとめの内容は、公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒を主な対象としたものであるが、子供のスポーツ・文化芸術活動については、発達の段階に応じた機会を確保するのみならず、発達を見通して各学校段階の子供の活動の円滑な接続を図ることが望ましい。そのため、公立高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）の生徒を対象とした活動についても、その教育活動の多様性等に十分留意しつつ、今後の中学校等における改革の進展を踏まえて必要な見直しの議論が行われることを期待する。

I 総論

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的であり¹、当事者である生徒を中心に考え、地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要である。
- そのためには、これまで学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという発想が重要である。
- 広く地域全体でスポーツ・文化芸術活動を充実させ、多様な活動機会が提供されることにより、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流も促進され、地域においてスポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加、参加率の向上等、将来にわたったスポーツ・文化芸術の発展につながるだけでなく、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や地域がもつ良さや魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持・活性化につながることも期待される。
- また、子供の頃から誰もが楽しみながら継続的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことで、心身の健康が自然に育まれ、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送る人々が増えていく。このような運動習慣の定着は、少子高齢化により今後急激に減少していく社会の担い手を補うとともに、医療・介護負担の軽減、健康寿命の延伸や経済の活性化など、より大きな社会課題の解決にも寄与し得るものである²。
- さらに、スポーツ³は、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、豊

¹ 改革を実現するための手法を考える際には、教員勤務実態調査の結果や質の高い公教育の再生等の観点を踏まえつつ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることや、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導等を実現することについても考慮することが必要である。

² 日本健康保険組合連合会の報告によれば、2030年には労働人口の減少により約644万人の人手不足が見込まれており、将来的には1,000万人規模の不足も現実味を帯びてきている。こうした中、生産年齢人口の確保と健康寿命の延伸は、日本社会における喫緊の課題となっている。特に、加齢に伴う運動機能の低下（ロコモティブシンドローム（運動器の障害による移動機能の低下）、フレイル（加齢による心身の活力の低下））によって高齢者の転倒リスクが急増しており、加えて、女性における低体重傾向や骨粗鬆症の問題も深刻化している。これらの健康課題は、医療・介護負担の増大を招く要因ともなり得る。このような状況を踏まえると、若年層の段階から正しい運動習慣を形成することは、将来的な健康リスクの軽減、そして社会的コストの抑制につながる極めて重要な施策である。

³ スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや

かな人間性を育む基礎となるものであり、文化芸術⁴は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものである。こうしたスポーツや文化芸術の役割や意義も、この改革において尊重することが必要である。こうした役割や意義は、生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わるために必要な資質・能力を育てるという、広い意味での教育上の意義を含むものである⁵。

- 従来の学校部活動では、運動の得手不得手が参加機会の決定に影響を与えがちであり、特に運動に親しんでいた生徒であっても、中学3年生を境に“引退”し、その後運動習慣が断絶してしまうケースも少なくない。さらに、社会人・中高年となってから“健康のために”運動を再び始めるような状況では、活動の継続性や効果が限定される可能性もある。だからこそ、地域総ぐるみで、年齢や能力に関係なく、誰もが自然にスポーツや文化活動に親しみ、それを生活の一部として楽しみ続けられる環境整備を行うことが急務である。
- このような改革の理念を踏まえ、新しい地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革（以下「新しい地域スポーツ・文化芸術創造等」という。）の実行に向けて、これまでの取組を更に進めていくことが求められる。
- その際、この改革を機に、中学生のみならず全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点も重要であり、スポーツ基本法、文化芸術基本法において、地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」を定めることが努力義務とされていることも踏まえ、各地域において、スポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。

（２）地域クラブ活動の在り方

- 上記の理念に基づき、生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される「地域クラブ活動」においては、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要であり、その際には、広い意味での教育上の意義を含めたスポーツ・文化芸術の役割や意義を、これからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義と

感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、様々なスポーツ施策が展開されてきている。

⁴ 文化芸術は、豊かな人間性を涵養するとともに、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となりうるものであり、また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、人類にとって必要不可欠なものであることから、文化芸術の振興のため、様々な施策が展開されてきている。

⁵ 従来、学校部活動の意義・効果として、「スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる」、「体力の向上や健康の増進につながる」、「自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する」、「互いに競い、励まし、協力する中で友情を深める」といったことなどが挙げられてきた（「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）等を参照）が、これらは、スポーツ・文化芸術活動自体に内在するものであり、学校の活動として行うか否かに関わらず、実現可能なものであると考えられる。

して関係者において共有していくことが重要である。

＜地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例＞

- ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合⁶、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
- ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
- ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導 等

○ 地域クラブ活動については、これまで、国の実証事業等を通じて各地域で様々な実践が積み重ねられており、具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るものである。地方公共団体においては、改革の理念や広い意味での教育上の意義を含めたスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域において生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するために、地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要である⁷。

また、各スポーツ・文化芸術団体においては、改革の理念等を踏まえつつ、既存の活動との関係性や地域クラブ活動の位置付け等を整理し、スポーツ・文化芸術の発展につなげていく方策等の検討を進めていく必要がある⁸。

○ 上記のとおり、地域クラブ活動については多様な形があり得るものではあるが、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要がある。その際、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえるとともに、既に地方公共団体において実施されている認定等に係る実践例、公益財団法人日本スポーツ協会に

⁶ スポーツと文化芸術を二項対立で捉えるのではなく、両者を融合し、これらに対する生徒の欲求を豊かに高め、応えていくことで、ライフパフォーマンスを向上させ、自分自身あるいは仲間とともに困難を乗り越える力を育むことや、美しい振舞いを学んでいくことなども重要である。

⁷ その際には、生徒が、学業や家族・友人と過ごす時間、心身の回復のための時間等を十分に確保し、バランスの取れた生活を送ることができるよう、休養日や活動時間の設定を含め、適切な活動内容としていくことも求められる。この点に関して、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」においては、スポーツ医・科学の知見も踏まえ、週当たり2日以上休養日を設けること、1日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこととされている。なお、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり2日以上休養日が設けられるのであれば、例えば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。

⁸ 公益財団法人日本スポーツ協会や、公益財団法人日本パラスポーツ協会、中央競技団体等から各地域の関係団体等に、改革が着実に進展するよう働きかけを行うことも重要である。

おける総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度⁹の内容等も参考にすることが考えられる。

（３）地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年１２月スポーツ庁・文化庁）」（以下「現行ガイドライン」という。）等では地域全体で連携して行う取組のうち、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を学校部活動から地域クラブ活動へ、実施主体を学校から地域へと転換していくことを「地域移行」という名称で示してきたところ、上記の改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から名称を変更することとする。
- 具体的には、①学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするとともに、②活動内容等についても、学校部活動における部活動指導員等の配置等を意味する「地域連携」よりも更に取組を進め、地域に存在する人的・物的資源（学校の体育・スポーツ・文化施設を含む）を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していくという意図を込めて、「地域移行」から、「地域展開」という名称に変更することとする¹⁰。その際、これまで学校部活動に参加していなかった、運動が苦手な子供や学校に馴染めない子供、支援・配慮が必要な子供を含めて、広く地域で活動ができるよう留意することも重要である。
（以下では、これまで「地域移行」と呼んできたものを「地域展開」と記載する。また、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と記載する。）

⁹ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 (<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>)

¹⁰ 「地域展開」は、生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校が主体となる学校部活動から地域が主体となる地域クラブ活動へと転換していくことであり、学校部活動を実施するに当たって部活動指導員等の配置等を行う「地域連携」とは異なる。なお、地域が主体となる地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用、地域クラブ活動への参加を希望する教師の兼職兼業、学校からの情報提供等といった学校との連携は図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになる。

【地域全体で連携して行う取組に関する名称の整理¹¹⁾】

現行	見直し
「<u>地域移行</u>」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換	「<u>地域展開</u>」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換
「<u>地域連携</u>」 ※学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等¹²⁾の実施	「地域連携」(変更なし)

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

○ 今後、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等を更に進めるための具体的な方針や取組については後述のとおりであるが、それらの前提として踏まえるべき基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 上記の改革の理念やこれからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に照らして、現状の学校部活動の課題や地域の状況を捉えなおし、地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要であるという認識を改革に関わる幅広い関係者において共有しながら、地域展開等に取り組むこと。
そのためにも、国が先頭に立って、関係団体等とも連携しつつ、改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について丁寧な周知・広報を行っていくことが重要であること。
- ・ 上記の改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが最も重要であり、その実現のための具体的手法については、地域の実情に応じた多様な選択肢を認めていくこと。
- ・ これからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に照らして、活動の場を増やすだけではなく、活動内容の質的な向上も図ること。その際には、参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導が行われることが重要であること。
- ・ 地理的要因や指導者不足といった事情に関わらず活動できるようにすることが極めて重要であり、対面での指導とデジタル技術を活用した遠隔指導やデジタル動画による自主学習等を最適に組み合わせるなど、新たな手段も最大限活用しながら取組を進めること。

¹¹⁾ 具体的な改革の基本的方針や改革の進め方については、「3. 今後の改革の方向性」を参照。

¹²⁾ 複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する拠点校部活動を含む。

- ・ 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に、地域展開等を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- ・ 障害のある子供や外国籍の子供、運動が苦手な子供、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい子供等を含め、多様な子供がそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- ・ 生徒が自らの希望に沿った地域クラブ活動を選択し、円滑に参加することができるよう、地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、生徒の参加できる地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携しつつ、生徒・保護者に対してきめ細かな情報提供等を行うこと。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 文部科学省では、現行ガイドラインにおいて、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として示し、令和5年度から、学校部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への展開に向けた環境の一体的な整備を進めるため、地域クラブ活動への展開に向けた実証事業（以下「実証事業」という。）等に取り組んできた。この実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗しているとともに、既に休日の地域展開を進め、全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換し、広く地域全体で支え、多様な活動を提供している地方公共団体や、令和7年度末又は令和8年度末までに全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換することを目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込みとなっている¹³。
- これらの取組の進捗としては、取り組む地方公共団体の数や地域クラブ活動として実施する活動数といった量的なものだけでなく、活動内容の質的側面でも地方公共団体等の創意工夫により、地域のスポーツ・文化資源を活用した多様な取組が実施されている。地域の実情に応じた運営形態（市区町村運営型や地域スポーツ・文化芸術団体等運営型等）のモデルや、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の体制整備、指導者の確保、活動場所への移動手段等の課題の解決に向けた方策等も見出されており、他の地域の参考となる取組が進められている¹⁴。
- 一方で、現行ガイドラインでは、「改革推進期間」において、まずは休日の学校部活動の段階的な地域展開等を進めることとし、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現

¹³ スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果」（令和6年8月）を参照

運動部（https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt_oripara-000037466_0051.pdf）、文化部（https://www.mext.go.jp/sports/content/20240827-spt_oripara-000037466_0052.pdf）

¹⁴ 「令和5年度 運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集（令和6年8月スポーツ庁）」（https://www.mext.go.jp/sports/content/20240905-spt_oripara-000028259_04_1.pdf）や、「文化部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集（令和6年8月文化庁）」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94120201_01.pdf）などを参照

を目指すことを示してきたところであるが、まだ改革途上にある地方公共団体も多い状況である。既に改革を進めている地方公共団体においても、指導者の確保をはじめとした様々な課題に直面し、課題の解決に時間を要している場合等もある。

- このため、こうした改革途上にある地方公共団体等においても、当該地域における将来的な中学生世代の人口動向や学校部活動の現状等を踏まえつつ、地域の実情に応じた多様で持続可能なスポーツ・文化芸術環境が着実に整備されるよう、これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要である。そのためにも、国において実証事業における成果と課題の整理・分析を行い、改革を進めるに当たっての課題¹⁵の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要である。

3. 今後の改革の方向性

(1) 基本的方針

- 現行ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付けて国としての支援を行うこと、まずは休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等を示しており、これに基づき、多くの地方公共団体において、計画的に取組が進められてきたところである。
- 15歳未満の子供の数は43年連続で減少しており（令和6年4月1日現在）¹⁶、「改革推進期間」終了後となる令和8年度以降についても、中学生世代の今後の人口動向の推計では、生徒数が減少傾向となっている。そのため、引き続き、生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことは急務であり、地方公共団体において、より一層、計画的に取組を促進していくことができるよう、国として、次期の改革期間を設定し、その改革期間における取組方針等を明らかにする必要がある。

その際、「改革推進期間」における取組状況等を踏まえ、次期改革期間においては、休日の地域展開を本格的に進めるとともに、これまで具体的な方針を示していなかった平日の取扱いについても考え方を整理する必要がある。

- 国の取組方針を踏まえながら、地方公共団体が具体的な改革を進めるに当たっては、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要である。地方公共団体における改革の進め方として、休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

¹⁵ 文化庁活動の地域展開に当たっては著作権に関して国が一定のガイドライン等を示すことが重要との指摘もある。

¹⁶ 総務省「人口推計」（令和6年5月）

地方公共団体において、この改革の方針を決定した場合には、方針の理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。

- また、国においては、地方公共団体における改革の進捗状況等を定期的に調査・分析し、その結果を集約・公表するとともに、更なる改革の推進に向け、必要な措置を検討する必要がある。

（２）改革の進め方

①休日における取組方針

- 休日については、国の実証事業等を通じて着実に学校部活動の地域展開が進んできており、今後も更に進んでいく見通しである¹⁷。中には、既に地域展開を進め、全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換し、広く地域全体で支え、多様な活動を提供している地方公共団体や、令和７年度末又は令和８年度末までに、全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換することを目指している地方公共団体もある。
- このように、全国的に休日の地域展開が着実に進んでいることを踏まえるとともに、改革途上にある地方公共団体においても計画的に取組を進めることができるよう、休日については、次期改革期間内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すことが考えられる。その際、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
- 中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等も想定されることから、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開の後押しをする必要がある。なお、それでも次期改革期間内での地域展開が困難な場合には、当該地方公共団体において、将来的な方向性や計画等の検討を進めるとともに、当面、学校部活動の地域連携として部活動指導員の配置等を適切に実施することも考えられる¹⁸。

②平日における取組方針

- 平日についても、学校部活動の地域展開の取組を進めている地方公共団体もあるが、指導者確保をはじめとする課題も多く、休日と比べると、全体として取組の進捗は緩やかな状況にある¹⁹。また、令和５年度からの実証事業においては、休日における学校部活

¹⁷ スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果」（令和６年８月）によると、休日の運動部活動における地域展開の現状・見通し（学校部活動数ベース）は以下のとおりとなっている。

令和５年度（実績）：１０％ ⇒ 令和６年度：２１％ ⇒ 令和７年度：３７％ ⇒ 令和８年度：５５％

¹⁸ 地方団体等からは、地域展開だけでなく地域連携も選択できるようにすることを求める意見や、地域の実情に応じて地域連携と地域展開が併存する場合もあることを踏まえて部活動指導員の配置に係る国の継続的な財政措置等を求める意見がある。

¹⁹ スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果」（令和６年８月）によると、平日の運動部活動における地域展開

動の地域展開に関する取組を主な対象としていることもあり、平日については未だ取組の参考となる地方公共団体の事例の蓄積が十分ではない状況にある。

- こうした状況に鑑み、平日については、先行して地域展開等を進めている地方公共団体の実践例等も踏まえ、次期改革期間において各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進めることとする。

（３）次期改革期間の設定

- これまで、国として「改革推進期間」（令和５年度～令和７年度）を定め、地方公共団体における計画的な取組を促してきた結果、全国的に休日の学校部活動の地域展開が着実に進んできており、今後とも、地方公共団体において、より一層、計画的に取組を促進していくことができるよう、国として次期の改革期間を具体的に設定する必要がある。
- 改革期間の設定については、これまで、試行錯誤しながら改革を進めたり、関係者の合意形成や条件整備等のために時間を要していたりする地方公共団体等においては、現行の改革推進期間（３年間）が短いという指摘もある一方、先行して取組を進めている地方公共団体等においては、期間が長すぎると迅速に改革が進まなくなるという懸念もあるなど、地方公共団体においても期間の捉え方は様々な状況である。
- このような状況を踏まえ、次期改革期間において、地方公共団体が中長期的な見通しと短期的な目標の双方を持ちつつ、休日における学校部活動の地域展開等の確実な実行・定着や平日における改革に取り組むことができるよう、次期改革期間（仮称：「改革実行期間」）は、前期３年間（令和８年度～令和１０年度）、後期３年間（令和１１年度～令和１３年度）の計６年間として設定することが考えられる。
- その際、地方公共団体が着実に改革に取り組むためにも、前期終了後には、当該期間における取組等の中間評価を行い、その結果も踏まえ、後期における更なる取組を推進することが重要である。
- また、現時点で休日の地域展開等に着手していない地方公共団体においても、次期改革期間での実現に向け、前期３年間（令和８年度～令和１０年度）の間には、確実に地域展開等に着手し、できるところから地域クラブ活動の実施等を進めることが必要である。
- 平日の改革については、前期の間、国においては、先行して地域展開等を進めている地方公共団体の実践例等も踏まえ、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めてその後の取組方針を定め、更な

の現状・見通し（学校部活動数ベース）は以下のとおりとなっている。

令和５年度（実績）：４％ ⇒ 令和６年度：７％ ⇒ 令和７年度：１３％ ⇒ 令和８年度：２２％

る改革を推進していくことが考えられる。

（４）次期改革期間における費用負担の在り方等

- 上記の方針等に基づき、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある²⁰。
- その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であることや、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング²¹をはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせていくことが重要であることについても留意する必要がある。
- 特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。
- なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある²²。

（５）更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきこと

- スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（第 21 条）や文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）（第 35 条）において、地方公共団体が地域におけるスポーツや文化芸術の振興のための事業への支援等の施策を実施する主体として位置付けられていることから、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等についても、地方公共団体において、首長及び教育長のリーダーシップの下、地域のニーズや課題を把握するための協議会の設置や、住民や関係団体等に対して方針を示すための推進計画の策定等の取組を主体的に進めていくことが期待される。
- 既に、多くの地方公共団体では、それぞれの地域の実情に応じて改革に着手しており、こうした地方公共団体においては、改革の理念を踏まえ、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障していくため、更に取組を深化させていくことが期待される。
- 一方で、関係団体等との合意形成や条件整備等のため、改革に時間を要しており、これから改革に取り組む地方公共団体もある。こうした地方公共団体においては、早急に、

²⁰ 受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

²¹ 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な使途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。

²² 現状において、教師が部活動指導業務に従事せざるを得ない場合もあり、教師に対する部活動指導手当の在り方について留意が必要であるとの意見もある。

実態把握、協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組むとともに、これまでの実証事業等の成果である先行事例も踏まえつつ、まずは休日から地域展開を進めていくことが考えられる。その際、生徒のニーズが高い競技種目等、関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めていくことも考えられる。

- 地方公共団体において取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが最も重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定される。

4. 地方公共団体における体制整備等

(1) 地方公共団体における推進体制の整備

- これまでに学校部活動の地域展開に取り組んでいる地方公共団体では、例えば、首長部局のスポーツ担当部署が地域におけるスポーツ・文化芸術の振興の観点から取組を進めている場合や、教育委員会の学校部活動を所管する部署が取組を進めている場合等、それぞれの状況に応じた推進体制を整備している。
- 一方で、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等を進めていくに当たっては、既存の枠組みに捉われず、それぞれの地域における資源を最大限活用し、持続可能で豊かなスポーツ・文化芸術環境を整備していくことが重要であり、個別の部署のみで取組を進めるのではなく、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが求められる。
- この点、取組が進んでいる地方公共団体においては、幅広い関係者の理解と協力の下、改革を円滑かつ継続的に進めるため、部活動改革に関する専門部署や専門の役職が設置されている。
- また、地方公共団体において地域クラブ活動の運営や実施が円滑に行われるよう、学校部活動の地域展開に関する課題の解決に向けた伴走支援や、地方公共団体と地域のスポーツ・文化芸術の関係団体等との橋渡しの役割等を担う「総括コーディネーター」を配置し、地域の実情に即した形で取組が進められている。
- こうした事例等も踏まえ、地方公共団体においては、現行ガイドラインにおいて求められている関係者による協議会の設置に加え、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等に向けて、地域の実情等に応じて、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備していくことが重要である。
- さらに、改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、地域における総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要がある。併せて、改革の進捗や先行事例等の情報を、より一

層確実に関係者へ伝えることも重要である。

（２）都道府県の役割及び複数の地方公共団体が関わる広域的な対応

- 「改革推進期間」における学校部活動の地域展開等の状況として、都道府県毎に、協議会の設置状況や推進計画の策定状況²³、実証事業の実施地域数²⁴等をみると、域内の市区町村の取組状況が大きく異なっている。
- 域内の市区町村において取組が進んでいる都道府県においては、都道府県が具体的な推進計画・方針等を策定し、域内の市区町村に対して都道府県の推進計画・方針等を丁寧に説明するとともに、総括コーディネーターやアドバイザーの派遣、市区町村の担当者を対象にしたシンポジウム・説明会の開催等を通じて市区町村の取組を伴走支援している場合が多い。このほかにも、指導者研修会の実施を通じた指導者の発掘や資格取得促進、地域クラブ活動の運営団体の体制整備に向けたサポート、都道府県内の企業に対し協力・支援等を募る仕組みの構築等の取組も行われている。
- このように、都道府県が広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮するとともに、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことは、対応に困難を抱える市区町村を含めて、今後、更なる改革を進めていくために重要となる。
- また、一つの市区町村において、地域クラブ活動の運営団体や実施主体の整備、指導者の確保等に関して十分な対応が困難な場合には、必要に応じて都道府県による支援を受けつつ、複数の市区町村による広域連携の取組²⁵を進めることも重要である。

5. 学習指導要領における取扱い²⁶

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである。そのため、活動の実施に当たっては、地域クラブと学校との連携が大切である。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していくことが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定される。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も

²³ スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査」（令和6年8月）

²⁴ 令和6年度 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先等

²⁵ 場合によっては、隣接する他の都府県の市区町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。

²⁶ なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00104.html

含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要である。

- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる²⁷。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

²⁷ 学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

Ⅱ 各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備及び適切な運営の確保

（１）基本的な考え方

- 地域クラブ活動の「運営団体」（各地域クラブ活動を統括する団体）及び「実施主体」（個別の地域クラブ活動を実際に行う団体）²⁸は、当事者である生徒や今後中学校等に入學する小学生の意見や希望に沿った安全・安心なスポーツ・文化芸術活動の機会を提供するとともに、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障していくため、学校との連携が大切である。
- また、地方公共団体による適切な企画・調整等の下、地域クラブ活動の運営団体・実施主体がそれぞれの役割を担い、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供していくためには、当該地域の実情を踏まえ、地域全体で関係者が連携して支えながら体制整備を進めることが必要である。
- 特に、地域クラブ活動の運営団体については、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが重要である。

（２）取組の方向性

- 地域全体での連携体制の整備
 - ・ 地方公共団体と、地域における関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、スポーツコミッション等）の適切な役割分担と連携・協働
 - ・ 地域の実情を踏まえた関係団体の再構築・一元化による運営団体等の構築
 - ・ 行政、学校、関係団体等の情報共有・連絡調整等を行うコーディネーターの配置
 - ・ 地方公共団体・運営団体・実施主体それぞれが果たすべき役割・機能の明確化
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との連携（活動方針や生徒の活動状況等の共有、学校施設の活用や希望する教師の兼職兼業等のための連絡調整等） 等
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
 - ・ 地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備

²⁸ 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、「運営団体」は管理部門、「実施団体」は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。

- ・ 地域クラブ活動の創設・運営の手順や留意事項等をまとめたガイドブックの作成²⁹ 30
- ・ 会計・税務処理や労務管理、個人情報への取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保 等

○生徒のニーズや意見等が反映される仕組みづくり

- ・ 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなどを踏まえた地域クラブ活動の実施 等

○安全・安心な活動機会の提供

- ・ 参加者の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶
- ・ 活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）の策定・公表
- ・ 運営団体の職員による実施主体への巡回指導
- ・ 活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含め管理責任の主体の明確化、事故等が発生した場合における保護者や関係機関等との適切な連絡調整等
- ・ 「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など）
- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用
- ・ 参加者・指導者の傷害保険・賠償責任保険への加入、運営団体等の賠償責任保険への加入 等

○組織体制・財政基盤の整備

- ・ 活動の維持・運営に必要な適切な額の会費の設定
- ・ 多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等）
- ・ 複数年度の収支計画（年度による参加者数の増減に備えた剰余金の繰越、減価償却費や引当金等の計上を含む。）の策定
- ・ 施設の管理運営の指定管理者制度や業務委託の導入による地域クラブ活動の活動場所や事務局スペースの安定的な確保、運営団体の中核となる人材の雇用確保 等

○ICT 活用による運営業務の効率化

- ・ 地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用
- ・ 会費徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等における ICT の活用
- ・ ICT の活用による各種運営業務の一元的な管理の検討 等

²⁹ 作成に当たっては、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業における成果・課題の分析を踏まえるとともに、文部科学省委託事業により財団法人日本体育協会（当時）が作成した「総合型クラブ創設ガイド」（<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/local/publish/pdf/handbook.pdf>）（令和7年3月に改訂予定）等も参考とすることが考えられる。

³⁰ 一般社団法人全日本合唱連盟では、「中学生の地域合唱クラブ活動に関するガイドライン」（2024年8月）を策定している。

（参考）実証事業等における取組事例

【地域全体での連携体制の整備】

●岐阜県白川町

平成 29 年 3 月に、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブが 1 つになった一般社団法人スポーツリンク白川を設立。町の公共スポーツ施設の指定管理者となるとともに、廃部となった部活動に代わる活動を含め、幅広い地域住民へのスポーツ機会を提供。

●岐阜県海津市

令和 4 年度に「海津市中学校地域クラブ」を設立。2 つの総合型地域スポーツクラブが運営団体となって担当する中学校の生徒を受け入れ、市スポーツ協会が指導者の派遣等に協力する体制を構築。

【運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成】

●静岡県掛川市

クラブ創設相談、広報活動支援、研修機会提供等を担う地域クラブサポートセンターを設置。

【生徒のニーズや意見等が反映される仕組みづくり】

●群馬県

部活動改革の主役である中学生・高校生が、自分たちにとってより良い地域スポーツ・文化芸術活動の在り方や環境などについて本音で語り、県や市町村へ思いを届けるワークショップを開催。

●熊本県南関町

5 人グループを 5 班作り、生徒会、部活動部長、委員会委員長、学級委員、部活動に所属していない生徒など、様々な立場の生徒の意見を聴くワークショップを開催。

【安全・安心な活動機会の提供】

●茨城県土浦市

指導者の任用にあたって研修会を実施し、コンプライアンスや地域クラブ指導者としての心構えなどを確認するとともに、運営団体の事務局が地域クラブ活動の巡回指導を行い、指導の質の向上のために評価・助言。

●富山県富山市

生徒の個人情報や健康状態の管理に関する地域クラブと学校間の連携（コーディネーターの配置）。メンタルケアは学校が主となっており、技術指導は地域クラブが主となるなど、役割を分担して運営。

【組織体制・財政基盤の整備】

●茨城県守谷市

地域クラブ活動の運営費用に充てるため、クラウドファンディングにより集まった寄付金を基金に積立。

●山口県下関市

収支構造の可視化を行い、適切な受益者負担額の設定や、公的資金のバランスについて検証。

●石川県かほく市

中学校整備の際に、体育館を社会体育施設として整備し、総合型地域スポーツクラブを指定管理者として管理運営。

●公益財団法人日本スポーツ協会

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度における登録制度において、組織体制（活動実態・運営形態・ガバナンス）に関する基準を設定。また、総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）において、継続して運営・活動を行うために適切な収支計画を立てていることを認定基準として設定。

【ICT 活用による運營業務の効率化】

●福岡県

福岡県教育委員会が福岡県スポーツ協会と連携し、地域クラブ活動の運営団体の事務作業を効率的に行うことができるように、労務管理、会費徴収、連絡調整等の機能を一元化したアプリを開発し、地域クラブ活動の運営団体に提供。

●埼玉県さいたま市

専用アプリシステムを利用し、指導者が携帯電話からボタン一つで簡単に、労務管理、給与明細、日報・月報を作成するとともに、管理側も業務効率化。

2. 指導者等の質の保障・量の確保

(1) 基本的な考え方

- 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量とも十分な指導者を確保することが不可欠である。地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要である。
- これまでも、指導者の養成に関しては、公益財団法人日本スポーツ協会や公益財団法人日本パラスポーツ協会において、中央競技団体や都道府県スポーツ協会等と連携して公認指導者資格の認定等が行われているとともに、各地方公共団体において、地域クラブ活動の指導者の確保・育成のため、人材バンクの設置や指導者育成研修会の開催、スポーツ団体・文化芸術団体・民間事業者・大学等と連携した人材確保の取組等が進められているが、多くの地方公共団体において指導者の量の確保等に苦慮しており、国・地方公共団体等が一丸となって更なる取組を推進する必要がある。
- また、地理的要因や指導者不足といった事情に関わらず活動できるようにすることが極めて重要であり、対面とデジタルを最適に組み合わせるなど、新たな手段の活用も重要である。

(2) 取組の方向性

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置

＜想定される人材の例＞

【地域スポーツクラブ活動】

総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、民間スポーツクラブの指導者、アスリート人材、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系及び教員養成系、卒業生を含む。）、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、保健体育の教員免許所持者、SEA・CIR（JET プログラムによるスポーツ国際交流員・国際交流員）、武道関係者 等

【地域文化クラブ活動】

アマチュアでの活動者、アーティスト、民間の文化芸術関係の指導者、大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業） 等

＜取組＞

- ・都道府県等による人材バンクの設置・運用等（スポーツ団体、文化芸術団体や民間事業者、大学等の幅広い関係者への登録依頼や、地域クラブ活動の運営団体等とのマッチング支援、民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入依頼等を含む）
- ・専門的な指導を行う人材だけではなく、指導補助や見守りなど活動をサポートする人材を募集し、地域クラブ活動に携わるきっかけづくりを進め、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備
- ・大学生の活用促進のための地方公共団体と大学との組織的な連携（大学生をインターシップとして派遣することなどを含む）、地域クラブ活動における指導の単位化促進、大学生への事前研修・大学生に求められる役割の明確化
- ・教職員の指導希望の適切な把握、指導を希望する教職員の兼職兼業の適切な実施のための教育委員会における規程等の整備・周知（兼職兼業が事実上の強制とならないような配慮を含む） 等

○適切な資質・能力の保障、人材育成

- ・地方公共団体やスポーツ団体・文化芸術団体・大学等による研修会の開催（オンラインの積極的な活用を含む）、地方公共団体による指導者資格の認定
- ・公認スポーツ指導者資格の取得促進のための仕組みづくり、公的資格の在り方検討
- ・長期的な人材育成の観点から、指導補助や見守りなどを含めた地域クラブ活動を支える多様な人材が、学び続けることのできる仕組みづくりや資格の取得を目指す環境整備
- ・経験豊富な指導者とペアで指導を行いつつ資質・能力の向上を図る OJT の推進
- ・地域クラブ活動の方針や生徒の志向（生徒同士で自発的に行う活動を含む）等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施
- ・地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等の作成（地域クラブ活動の指導者に求められる資質・能力の明確化を含む）³¹
- ・中学生世代の特徴等を踏まえた指導の在り方や保護者対応等に関する研修の実施
- ・女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組の実施
- ・障害のあるなしに関わらず、スポーツを実施する方の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得
- ・指導者に対する適切な処遇の確保 等

○平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有
- ・指導者同士での定期的な情報共有（ICT・アプリの活用を含む。）
- ・学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催

³¹ この手引き等が作成されるまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）や「部活動指導員等への研修内容について」（スポーツ庁）を参考とすることが考えられる。

- ・ 共通の指導者による指導（兼職兼業の教員や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用） 等

○ICT の効果的活用

- ・ デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学習（国が新たに作成したポータルサイト³²の活用を含む。）
- ・ デジタルと対面での指導との最適な組み合わせ 等

³² 「スポトレ動画ナビ ～ 動画でわかる中学生のスポーツ活動応援サイト ～」（スポーツ庁）
(<https://www.mext.go.jp/sports/training-videos-navi/>)

（参考）実証事業等における取組事例

【多様な人材の発掘・マッチング・配置等】

●北海道

地域クラブ活動等の指導者募集のため、人材バンクを設置。また、指導人材や運営財源等の確保に向け、市町村教育委員会や地域クラブのニーズと企業等からの支援をマッチングさせる仕組みを構築。

●富山県

部活動や地域クラブ活動への指導者派遣等に協力する企業等を募集。

●愛知県春日井市

総括コーディネーターと教育委員会が任用面談において勤務条件・配置希望等を丁寧にヒアリングし、指導者の意向を反映した配置を実現。

●茨城県神栖市

神栖市立学校教職員が、地域クラブ活動の指導者として兼職兼業等を行うに当たり、申請、許可、服務等の取扱いに関し、必要な事項を定めたガイドラインを整備。

●大分県竹田市

教員 OB、地域の吹奏楽団、県立短期大学、県吹奏楽連盟と連携し、中学校を拠点校とした活動に指導者を派遣。

●兵庫県播磨町

町内外の文化関係団体、地元商工会や企業連絡協議会等との連携を深め、指導者を確保等。大学と連携した指導者や講師等の派遣、大学との包括連携協定の締結により指導者を確保。

●神奈川県川崎市

市教育委員会と市内の2つの音楽大学との間で、部活動支援に関する協定を締結。中学校5校をモデル校とし、大学生や卒業生の指導者を派遣し、休日の吹奏楽の指導を実施。

【適切な資質・能力の保障・人材育成】

●岐阜県

県教育委員会と県スポーツ協会共催で、指導技術及び地域クラブの教育的意義を理解した指導者を確保・育成することを目的とした指導者研修会を実施。本研修の修了者も県中体連主催大会の「地域スポーツ団体等の参加規程」における指導者の資格の中の一つとして位置付け。

●沖縄県うるま市

指導者の資質向上に向け、E-Learningによる学習と確認テストを実施し、受講者には認証が付与される教育・認証制度を導入。学習内容は技術指導以外にも指導者に求められるケガ防止、ハラスメント、コンプライアンス等の7つの項目を設置。

●新潟県上越市

適正な資質を持った指導者を確保するために、指導者資格の保有等の条件を設けた上で指導者謝金に対する補助金制度を実施。

●静岡県掛川市

独自の指導者資格制度を設け、所定の研修をすべて受講した者を掛川市教育委員会公認指導者として登録。

●山口県

県のガイドライン等において、公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていることを地域クラブ活動の要件として例示。

●福井県越前市

指導者研修会を開催し、中学生期の特徴への理解や指導者の役割についての研修を実施。実務者会議で状況確認、指導方法等について協議。

【平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導】

●鹿児島県与論町

部活動指導員として顧問教師と協力して指導経験を積んだのち、休日の地域クラブでの指導を開始。

●栃木県佐野市

顧問・地域クラブ活動指導者合同研修会を実施し、活動方針や年間活動計画を確認するとともに、練習内容や方法等に関して疑問点や不安点を共有。また、年に数回、部活動顧問と地域クラブ活動指導者が一緒に指導を行う日を設定。

●北海道余市町

学校長・部活動顧問・コーディネーター・地域クラブ指導者との4者による運営・指導に係る協議を適宜実施。

【ICTの効果的な活用】

●沖縄県渡嘉敷村

域内で指導者の確保が難しい種目の活動について、ICTの活用により遠隔地からの専門的指導を実施。

●北海道蘭越町

大学と地域連携協定を締結。同大の音楽学科の学生、教授などから、ICTを通じて質の高い演奏指導、また楽器の奏法について指導。

3. 活動場所の確保

(1) 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会体育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するためには、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠である。
- 今後、地域クラブ活動がますます増加し、多様な活動が地域クラブ活動として広がることに対応していくためには、学校施設等の更なる利用³³の促進に加え、学校の働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要である。
- その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにしていくことが極めて重要であるとともに、社会体育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりに繋げていくことも重要である。

(2) 取組の方向性

- 生徒の活動場所等の確保
 - ・ 地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校、大学、廃校施設に加え、公共のスポーツ施設、社会教育施設や、地域団体・民間事業者等が保有する施設の活用（円滑な活用に向けた地方公共団体等による協力等を含む）
 - ・ 学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保
 - ・ 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用、使用料の減免等に関する規程の整備
 - ・ 学校備品等の活用に関する規程の整備 等
- 学校施設をはじめとした活動場所の管理運営の効率化等
 - ・ ICT の活用による予約システムの構築
 - ・ 予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減（休日の地域クラブ活動の実施に当たって、教職員が出勤しなくて良い仕組みの構築等）
 - ・ 学校施設の管理における指定管理者制度や業務委託の活用
 - ・ 生徒と地域住民の共同利用や公共施設の有効活用を実現するための学校施設の複合化 等

³³ 公立学校施設の目的外使用に関連する法令上の規定としては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項や学校教育法第 137 条、地方公共団体の規則等がある。

（参考）実証事業等における取組事例

【生徒の活動場所等の確保】

●福岡県宗像市

地域クラブ活動による学校体育施設の利用が可能となるよう、中学校施設の開放を推進。地域クラブ活動の活動場所を確保するため、市が認定する地域クラブおよび、市主催地域クラブの活動に対して、部活動で使用していない時間帯の中学校施設を優先的に利用できるように調整。

●岐阜県海津市

2つの総合型地域スポーツクラブが運営団体となって実施する「海津市中学校地域クラブ」の体育施設使用料を免除。

●岐阜県各務原市

市の公共施設予約システムの利用者カードを見直し、地域クラブの利用時には減免措置が受けられるように整備したことで、優先的な予約と費用負担の減額を実現。

●岐阜県本巣市

市有施設の優先確保や施設の利用料の全額免除を行うことで、取り組み前の状態とできるだけ同じような環境を確保。

【活動場所の管理運営の効率化】

●石川県かほく市

中学校整備の際に、体育館を社会体育施設として整備し、総合型地域スポーツクラブを指定管理者として管理運営。（再掲）

【学校施設の管理運営の効率化】

●北海道安平町

義務教育学校の整備に当たり、体育館(アリーナ)や家庭科室、音楽室などを生徒と住民が利用できる「共用エリア」とし、ICTを活用した予約システムやスマートロックを導入してセキュリティを確保するとともに、学校運営に負担をかけず、学校施設の共同利用を実現。

●福島県会津若松市

学校の教職員がかかわらなくても学校施設の効果的な活用ができるよう、社会体育の体育施設開放と同じようにキーボックスを活用。

●鳥取県鳥取市

顧問教員による当日の開閉や、部活動指導員等が前日に鍵を受け取ることが不要となるように学校体育施設スマート予約システムを利用した学校体育館の開閉を開始。

●兵庫県加古川市

地域指導者のみでセキュリティや鍵の対応ができるよう、活動場所（音楽室）の校内セキュリティを別回路化。

●新潟県三島郡出雲崎町

廊下にシャッターを新設し、活動場所（音楽室）と他のエリアを遮断し、休日の活動に対応。

4. 活動場所への移動手段の確保

(1) 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所が近隣の施設以外となる場合や、複数の地域が一体となり、地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要である³⁴。
- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討をするとともに、地方公共団体における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等との連携の下、推進することが必要である。
- また、教育・スポーツ・文化分野以外で、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、各主体が個別に対応するのではなく、多様な分野の関係者が連携・協働していくことが重要である。

(2) 取組の方向性

- 既存の送迎車両の有効活用
 - ・ スクールバスやスポーツ団体のマイクロバスの活用 等
- 地域公共交通との連携等
 - ・ 地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施
 - ・ 地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討
 - ・ 地域公共交通の利用料への補助
 - ・ AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
- 多様な政策分野との連携・協働等
 - ・ 介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗
 - ・ 地方公共団体における送迎事業（複数）の一括委託 等

³⁴ 活動に要する用具等の運搬についても留意が必要である。

（参考）実証事業等における取組事例

【既存の送迎車両の有効活用】

- 香川県東かがわ市
市教育委員会がスクールバスを運行し、生徒の移動手段を確保。
- 北海道伊達市
スクールバスを活用し、生徒の移動手段を確保。
- 北海道余市町
地域クラブ所有の車両を活用し、生徒の移動手段を確保。
- 福井県敦賀市
各学校を経由する借上バスの運行。

【地域公共交通との連携等】

- 長野県南佐久郡（佐久穂町、小海町、南相木村、北相木村、南牧村、川上村）
練習時間を公共交通機関の発着時間に合わせて設定するとともに、参加者へ公共交通機関の利用料金を補助。
- 長野県塩尻市
移動手段の検討や保護者の送迎負担軽減策の検討のため、地域公共交通と連携し、スクールバス車両と AI 活用型オンデマンドバス「のるーと塩尻」を活用した送迎実証を実施。
- 岐阜県下呂市
民間路線バスの時刻変更を調整するとともに、路線バスの運賃を補助。
- 山形県山形市
地域クラブ活動に参加する生徒の移動手段の確保について市の地域公共交通計画の見直しとあわせて検討。
- 岐阜県白川町
町営自家用有償旅客運送の仕組みを活用し、生徒の移動手段を確保。

5. 大会やコンクールの運営の在り方

(1) 基本的な考え方

- 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国大会や、一般社団法人全日本吹奏楽連盟や一般社団法人全日本合唱連盟が主催する全国コンクールでは、規程等の見直しが行われ、地域クラブに所属する生徒が参加できるようになっている一方、全国大会以外の大会等においては、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動の参加者が大会等に参加できない場合も見受けられるため、地域クラブ活動の参加者のニーズ等を踏まえつつ、大会等の主催者において、更なる改革を進める必要がある。
- また、これまで部活動として大会等に参加していた際に、顧問の教師等が担ってきた引率や大会運営、大会に参加する生徒への支援についても、教師の負担を軽減しつつ、生徒が持続的に大会等に参加できるよう、大会等の主催者や地方公共団体において、適切な対応をしていくことが重要である。
- さらに、発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないような大会やコンクールの在り方の見直しや、地域クラブ活動に参加する生徒の成果発表の機会として、スポーツ・文化芸術活動を楽しむことや他の生徒との交流を深めることを目的とした多様なニーズに応じた大会やコンクールの開催も重要である。

(2) 取組の方向性

- 生徒の大会等の参加機会の確保
 - ・ 地域クラブ活動の認定の仕組みの導入にあわせた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む）
 - ・ 地域クラブ活動の参加者の都道府県大会、地区大会及び市区町村大会への参加促進
 - ・ 生徒の所属校のある都道府県等と当該生徒が参加する地域クラブのある都道府県等が異なる場合における大会への参加の促進
 - ・ 地域クラブ活動と学校部活動が併存する場合に、どちらから大会に参加するかを整理
 - ・ 上記の対応等を円滑に進めるための行政・関係団体等による協議の場の設定 等
- 大会に参加する生徒への支援等
 - ・ 地方公共団体における大会開催地まで交通費・宿泊費の支援について、部活動参加生徒と同様に、地域クラブ活動参加生徒へも支援
 - ・ 平日の大会等に参加する生徒に関する学校の出席・欠席の取扱いの整理 等
- 大会の運営及び引率等の体制整備
 - ・ 部活動参加生徒の大会引率について、部活動指導員や校長が認める外部指導者など教師以外の者が引率を可能とするための規程の整備促進
 - ・ 大会運営への地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営業務の外部委託

の検討、持続可能で効率的な大会運営の在り方検討 等

○全国大会をはじめとする大会等の在り方の見直し

- ・大会主催者間の連携等による生徒や保護者等の心身の負担等を踏まえた大会回数の精選
- ・多様な大会の開催（生徒間の交流を目的とした大会、競技性に捉われず誰もが参加しやすい楽しむスポーツ・文化芸術活動に重点を置いた大会等、リーグ戦等の導入）³⁵等

³⁵ 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団では、子供たちにとって望ましいスポーツ大会の開催・普及のため、スポーツ少年団が目指す大会の在り方を運営者向けにまとめた「ジュニア・ユース大会レギュレーション」（2025年3月）を策定している（https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/2025/junior_youth_taikairegulation.pdf）。

（参考）大会主催者や地方公共団体における取組事例

【生徒の大会等の参加機会の確保】

●都道府県中学校体育連盟（いわゆる「県またぎ」への対応）

関東ブロック及び北信越ブロックにおいては、令和5年度から県またぎが認められている。また、香川県中学校体育連盟では、令和5年度に、県境の地域クラブ活動に参加する生徒がいたことから検討を開始し、令和6年度に規定を変更して、一定の条件付きで、四国ブロック内に限り、隣接する県またぎが認められている。

【大会に参加する生徒への支援】

●岐阜県郡上市

少年スポーツ団体連絡協議会に登録をした地域クラブ活動が中体連主催の夏季大会や競技団体等が主催する春季大会、秋季大会へ出場する際、スクールバスを無料で借用。

●新潟県阿賀野市

地域クラブ活動に参加する市内中学生が中体連主催（もしくは共催）の大会に出場する際の参加費や交通費、宿泊費を補助。

●各都道府県教育委員会

埼玉県では、全国中学校体育大会への出場者に対して、県中学校体育連盟を通して、往復交通費の3割に相当する額を支援（令和6年度実績）。埼玉県のほか16都道府県においては、地域クラブ活動に所属する生徒に対して交通費等の一部を支援（令和5年度実績）。一方、埼玉県のほか19都道府県において、学校部活動に所属する生徒に対して交通費等の一部を支援（令和5年度実績）。

●埼玉県中学校体育連盟

全国中学校体育大会への出場者に対して、1人2,000円を支援。

【大会への引率等】

●岐阜県

県中体連と調整の上、県教育委員会と県スポーツ協会が共催する指導者研修会を修了した地域クラブ活動指導者も県中体連主催大会の「地域スポーツ団体等の参加規程」における指導者の資格の中の一つに位置付け。

●各都道府県中学校体育連盟

新潟県では、「生徒の大会出場に関する全責任は校長が負う」等の一定の条件つきで、中体連主催大会において学校部活動に所属する生徒の外部指導者による引率を認めている。新潟県のほか 25 都府県中体連において、一定の条件つきで、外部指導者による生徒引率が認められている。一方、47 都道府県中体連において部活動指導員による生徒引率が認められている。

●兵庫県加古川市

地域指導者による大会等の生徒引率。大会運営等について、可能なものは教員に代わって地域指導者が対応。

【全国大会をはじめとする大会等の在り方の見直し】

●香川県東かがわ市

スポーツを通じた他県他市の生徒との交流や指導者の研修、街の活性化を目的とした独自の大会を開催。

●公益財団法人日本ハンドボール協会

全国中学生ハンドボールクラブカップ 2024 において、大会期間中、男女 1 ～ 3 回戦敗退チームを対象に親善と友好を深めること等を目的とした交流戦を併催。

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

(1) 基本的な考え方

- 部活動の地域展開は大きな変化を伴う改革であり、円滑に進めるためには、生徒や保護者等に対して、部活動を取り巻く現状・課題や、改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費・保険の取扱い等について、丁寧に周知し、理解を得ることが不可欠である。
- また、地域クラブ活動の在り方等を検討するに当たっては、当事者である生徒や今後中学校等に入学する小学生の意見・希望を的確に把握し反映させることが重要であるとともに、生徒が自らの希望にあった地域クラブ活動に参加できるよう、地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、当該地域の部活動改革の方向性や、地域クラブ活動の状況等、学校と連携してきめ細かな情報提供等を行うことが重要である。
- これまでも、国において「部活動改革ポータルサイト」の作成、ポスター・チラシ・動画等による周知・広報を行うとともに、各地方公共団体においても説明会等の開催や生徒のニーズ把握のためのアンケート調査等が行われてきているが、改革途上にある地方公共団体等を含めて更なる改革を推進するためには、国・地方を挙げてより一層の周知・広報等を進めていく必要がある。

(2) 取組の方向性

- 国における取組
 - ・ 改革の理念や「改革実行期間」（令和 8 年度～令和 13 年度）の取組方針等を分かりやすく示したポスター・チラシ・動画等の作成
 - ・ 「部活動改革ポータルサイト」や SNS、各種広報媒体を通じた周知・広報
 - ・ 地方公共団体と連携した説明会・シンポジウム等の開催
 - ・ 実証事業等を通じた生徒・保護者の認識や意向等の把握 等
- 地方公共団体等における取組
 - ・ 各地方公共団体の取組方針等に関するポスター・チラシ等の作成
 - ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）
 - ・ 説明会・シンポジウムや、地域でのスポーツ・文化芸術活動の体験会等の開催
 - ・ 生徒・保護者の希望を把握するためのアンケート調査の実施
 - ・ 生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等

（参考）実証事業等における取組事例

【効果的な周知・広報等】

●千葉県柏市

市民向けの制度概要の説明、地域クラブ活動参加申込フォーム、指導者登録フォーム、兼職兼業の説明等、地域クラブ活動への移行に関連する情報が一元化されたプラットフォーム「地域クラブ NET」を整備。

●静岡県掛川市

市の公式ホームページの中で、地域の具体的な事情をデータで示しつつ、部活動改革に至る経緯からこれからの計画に関する一連の流れを説明。また、保護者への会費に関する説明等も掲載。

●新潟県

県作成のリーフレット（児童生徒向け、保護者向け、教師向け）（R5.1 市町村へ通知）をもとに各市町村が独自のリーフレットを作成し、周知活動に活用。

●宮城県角田市

地域スポーツクラブ活動を開始する 1 年前から、市内の小中学生・保護者、学校関係者に「中学校の部活動だより」を不定期で配布。市における地域移行の方針、進捗状況、部活動の実態アンケートの結果などを共有。

●栃木県佐野市

地域移行の必要性や実証事業の取組の様子がわかるリーフレットやアンケートの集計結果を市内の全保護者にメール配信したり、ホームページに掲載したりすることにより、生徒や保護者の関心を高める取組。

【生徒のニーズを反映した活動】

●新潟県佐渡市

小中学生へのアンケート調査結果をもとに、技術力向上を目指す「スキップ型」、様々なスポーツや文化活動を体験できる「エンジョイ型」の 2 タイプの活動を提供。

【体験会等の開催】

●新潟県上越市

子供たちが地域スポーツ・文化芸術活動に触れるきっかけづくりのため「地域クラブフェア」と題して体験と出会いのイベントを春秋の 2 回開催。

【ワークショップの開催】

●熊本県南関町

生徒自身が主体的に未来の部活動の在り方について考えるとともに、部活動に関する生徒の意識改革のきっかけづくりを目的として、南関町立南関中学校の生徒によるワークショップを開催。

7. 生徒の安全確保のための体制整備

(1) 基本的な考え方

- 地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に、事故や暴力・暴言・ハラスメント等（性暴力等を含む）の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠である。
- また、地方公共団体や運営団体、実施主体において、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化する必要があるとともに、怪我等が生じても生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう、適切に保険への加入を促すことも重要である。

(2) 取組の方向性

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止³⁶
 - ・ 外傷・障害・事故の防止や暴力・暴言・ハラスメント等（性暴力等を含む）の防止のための指導者等への研修の推進
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（危機管理マニュアルの作成、スポーツドクター・有資格のトレーナー³⁷・弁護士、医療機関等との緊密な連携等を含む。）
 - ・ 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等の作成
 - ・ 過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震盪の防止対策等を含む）
 - ・ 公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進や地方公共団体等が相談を受け付け対応する仕組みの構築 等
- 事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体等や事故等の場面に応じた法的な責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて、国において分かりやすく整理の上、周知
 - ・ 市区町村、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入促進（「地域クラブ活動」の認定要件の一つとして設定することを検討） 等
- 生徒及び指導者の保険への加入
 - ・ 自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入促進（「地域クラブ活動」の認定要件の一つとして設定することを検討） 等

³⁶ 公益財団法人日本スポーツ協会を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることが想定される。

³⁷ スポーツ活動中の外傷・障害予防や、心身のコンディショニング、安全・健康管理、医療資格者へ引き継ぐまでの救急対応を担う専門職。

（参考）実証事業等における取組事例

【事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止】

●新潟県佐渡市

事故や災害等があった際の対応を示した「安全管理マニュアル」と「指導の手引き」を地域クラブ活動の指導者に配布。

●福岡県宗像市

市主催の地域クラブにおいて、事故・ケガ発生時の「緊急対応マニュアル」を作成し、指導者研修会などを通じて、指導者・運営スタッフで対応方法を共有。また、夏場の「熱中症対策」についても、同様に対応方法を共有。

●長野県千曲市

地域クラブの指導者を対象に、体罰・ハラスメント防止、救命処置と熱中症の対応、中学生の特性等に関する研修をオンラインにて実施。

●富山県

生徒が安心・安全に活動できるよう、指導者育成のための研修を開催。（オンデマンド研修：指導倫理、心理学、著作権 等、救命講習：胸骨圧迫、AEDの使用方法）

●大阪府大東市

指導者を対象に体罰防止研修会を開催し、不祥事の未然防止や指導の質を向上。

【責任の所在の明確化】

●奈良県香芝市

地域スポーツクラブの運営団体を公募する際の仕様書に指導者への研修、安全管理対策（事故や怪我の対応）、保険・損害賠償責任保険の加入等に関する内容を明記。

●山口県

県のガイドライン等において、活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていることを地域クラブ活動の要件として例示。

●静岡県掛川市

地域クラブ活動の認定要件として、以下の内容を設定。

- ・人権を尊重して活動を行うこと。
- ・成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような活動日数及び活動時間を設定すること。
- ・生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。
- ・生徒の安全確保に万全を期すること。

【生徒及び指導者の保険への加入】

●茨城県神栖市

地域クラブ活動の認定要件として、生徒・指導者共に必要な保険を手配、加入することを設定。

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

(1) 基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、前述の「1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備及び適切な運営の確保」から「7. 生徒の安全確保のための体制整備」までについて、障害がある生徒も活動に参加することを想定して、それぞれの取組を進めることが重要である。
- また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、障害者スポーツセンターや特別支援学校、地域のパラスポーツ協会等と連携し、障害がある生徒も参加できる安全で多様な活動を展開していくことが重要である。

(2) 取組の方向性

○多様な地域の関係者の参画

- ・ 地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者の参画 等

○新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

- ・ 現在、部活動が行われていない場合（障害のある生徒が、特別支援学校や中学校において部活動に参画する機会がないケース）における、「「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ」（令和6年12月18日公表）で提示した趣旨（※）を踏まえた新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供 等

（※）地域クラブ活動の在り方として、「これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要」であり、その例として、「生徒のニーズに応じた多種多様な体験（レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）」、「生徒の個性・得意分野等の尊重」といったことを挙げている。

○その他留意事項

- ・ 「1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備」から「7. 生徒の安全確保のための体制整備」を踏まえた地域展開の推進
- ・ 既に部活動が行われている場合（障害のある生徒が、中学校において現に他の生徒とともに部活動を行っているケースや、特別支援学校において部活動を行っているケース）における、運営団体・実施主体における障害のある生徒の受け入れ³⁸
- ・ スポーツ庁が作成する障害のある人へのスポーツ指導等の際に参考となるツール等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障害のある生徒への指導を専門としない指導者等） 等

³⁸ 学校における部活動から、地域でのスポーツ・文化芸術活動に活動の場や指導者等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても当該生徒が安心して活動ができるよう、受け入れ側の障害特性等への理解や学校側の協力など、円滑な移行に向けた連携が必要。

（参考）実証事業等における取組事例

【多様な地域の関係者の参画】

（総合型地域スポーツクラブや県の競技団体が運営団体・実施主体となっている事例）

- 滋賀県：総合型地域スポーツクラブも含めた運営団体・実施主体の体制整備
経験のある総合型地域スポーツクラブ等が、新たに参入する団体等に対してスタッフを派遣し、ノウハウの共有や指導者の育成を実施。
- 徳島県：競技団体と連携した、特別支援学校等の生徒が参画するチームの設立
県サッカー協会と連携した「知的障害者サッカーチーム」、県卓球協会と連携した「デフ卓球部」を設立し、放課後や休日に練習ができる環境を構築。

（地域の障害者スポーツセンターとの連携）

- 兵庫県神戸市：市の障害者スポーツセンターから指導者を派遣
特別支援学校等に対し、市の障害者スポーツセンターから専門の指導者を派遣することで、放課後の活動を実施。

【新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供】

（新たにインクルーシブな活動を地域のパラスポーツ協会を新設して実施）

- 佐賀県白石町：地域のパラスポーツ協会を中心とした新設部活動の立ち上げ
町においてパラスポーツ協会を設立し、新設の中学校に創設されたアダプテッドスポーツ部（特別支援学級の生徒を含む）において、パラスポーツ協会及びスポーツ推進委員の有資格の指導員を派遣し実施。
- 東京都渋谷区：生徒のニーズに合わせた活動機会を提供
生徒のニーズに合わせた活動機会を提供することにより、学校にあまり登校していない生徒、学校部活動に参加していない生徒、特別支援学級の生徒も活動に参加し、学校以外のコミュニティの場となっている。

おわりに

(実行会議における議論を踏まえて記載)

【参考 1】委員名簿

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 委員名簿

(五十音順、敬称略)

	青海 正	東京都大田区立志茂田中学校校長、全日本中学校長会会長、 公益財団法人日本中学校体育連盟会長
	石津谷 治法	一般社団法人全日本吹奏楽連盟理事長
	市川 裕二	東京都立立川学園統括校長、全国特別支援学校校長会副会長、 全国特別支援学校文化連盟会長
	伊藤 定勉	滋賀県犬上郡豊郷町長、全国町村会理事
	上村 一郎	香川県東かがわ市長
	太田 敬介	公益社団法人日本 PTA 全国協議会会長
	大村 秀章	愛知県知事、全国知事会文教・スポーツ常任委員会委員長
	金崎 良一	長崎県長与町教育委員会教育長
	河合 純一	公益財団法人日本パラスポーツ協会常務理事
座長代理	北山 敦康	静岡大学名誉教授、NPO 法人しずおか音楽文化支援協議会理事長
	木村 博明	富山県朝日町教育委員会教育長
	栗山 陽一郎	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
座長	小路 明善	アサヒグループホールディングス株式会社取締役会長兼取締役会議長
	貞広 斎子	千葉大学教育学部教授・副学長
	佐藤 嘉晃	静岡県掛川市教育委員会教育長
	佐野 哲郎	新潟県教育委員会教育長（～令和 7 年 3 月 31 日）
	太田 勇二	新潟県教育委員会教育長（令和 7 年 4 月 1 日～）
	須黒 清華	フリーアナウンサー
	高橋 善之	秋田県大館市教育委員会教育長（～令和 7 年 3 月 31 日）
	長岐 公二	秋田県大館市教育委員会教育長（令和 7 年 4 月 1 日～）
	富所 浩介	読売新聞東京本社論説副委員長
座長代理	友添 秀則	環太平洋大学体育学部教授
	野口 由美子	全国中学校文化連盟理事長
	長谷川 冴子	一般社団法人全日本合唱連盟理事長
	原 晋	青山学院大学陸上競技部監督・地球社会共生学部教授
	益子 直美	日本スポーツ少年団本部長
	水鳥 寿思	慶應義塾大学総合政策学部准教授、株式会社 MIZUTORI 代表取締役
	森岡 裕策	公益財団法人日本スポーツ協会専務理事
	諸橋 寛子	一般財団法人 UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事、 公益財団法人諸橋近代美術館評議員
	柳沢 和雄	公益社団法人全国スポーツ推進委員連合専務理事、 武庫川女子大学健康・スポーツ科学部スポーツマネジメント学科長・教授
	渡邊 優子	NPO 法人希楽々理事長、総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、 新潟県村上市スポーツ推進委員

地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ 委員名簿

(五十音順、敬称略)

	池田 敦司	一般社団法人大学スポーツ協会専務理事、仙台大学体育学部教授
	石川 智雄	新潟県長岡市教育委員会学校教育課部活動地域移行担当課長
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社代表取締役
	磯貝 美奈子	公益財団法人日本陸上競技連盟強化部長
	稲垣 和希	イマチャレ製作委員、 エデュシップ株式会社エデュケーショナル・リサーチ・イノベーター、 つくば市ジュニアスポーツ・文化活動地域展開コーディネーター
	浦野 善裕	岐阜県教育委員会体育健康課長
	影山 雅永	公益財団法人日本サッカー協会技術委員会委員長
主査代理	金崎 良一	長崎県長与町教育委員会教育長
	金沢 敬	公益財団法人日本スポーツ協会事務局長代理
	駒崎 彰一	渋谷区立原宿外苑中学校校長
	酒井 裕史	コナミスポーツ株式会社地域スポーツ事業部長
	新宮領 毅	公益財団法人日本中学校体育連盟専務理事
主査	友添 秀則	環太平洋大学体育学部教授
	中山 登	徳島県教育委員会特別支援教育課長
	星川 智哉	ソフトバンク株式会社コンシューマ事業推進統括サービス企画本部 コンテンツ推進統括部スポーツ企画 2 部長
	松尾 哲矢	立教大学スポーツウエルネス学部教授
	三上 真二	公益財団法人日本パラスポーツ協会参事
	山本 明	公益財団法人日本バスケットボール協会育成テクニカル推進セクション シニアマネージャー
	渡邊 秀二	長野県南佐久郡佐久穂町教育委員会教育長、南佐久郡中学校部活動運営委員会長
主査代理	渡邊 優子	NPO 法人希楽々理事長、総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、 新潟県村上市スポーツ推進委員

地域文化芸術活動ワーキンググループ 委員名簿

(五十音順、敬称略)

	池上 潤子	静岡県教育委員会義務教育課指導監
	大坪 圭輔	武蔵野美術大学名誉教授、公益社団法人日本美術教育連合代表理事
主査	北山 敦康	静岡大学名誉教授、NPO 法人しずおか音楽文化支援協議会理事長
主査代理	木村 博明	富山県朝日町教育委員会教育長
	栗山 大和	公益財団法人掛川市文化財団事業部施設管理係・文化振興事業係主事補兼地域部活担当
	清水 健司	一般社団法人全国邦楽器組合連合会理事長、株式会社ツタヤ楽器代表取締役
	鈴木 健一郎	新潟県佐渡市教育委員会教育次長
	戸ノ下 達也	一般社団法人全日本合唱連盟理事、都留文科大学・明星大学非常勤講師
	西野 直樹	兵庫県加古郡播磨町立播磨中学校校長、NPO 法人スポーツクラブ21はりま理事長
主査代理	野口 由美子	全国中学校文化連盟理事長
	星 弘敏	一般社団法人全日本吹奏楽連盟常任理事

【参考2】これまでの実行会議及びワーキンググループにおける審議経過

＜実行会議＞

●第1回 令和6年8月23日（金）10：00～12：00

- （1）座長の選任等について
- （2）会議の運営等について
- （3）論点に関する議論
- （4）その他

●第2回 令和6年12月10日（火）15：00～17：00

- （1）中間とりまとめ（案）に関する議論
- （2）その他

※令和6年12月18日 中間とりまとめ公表

※令和6年12月18日～令和7年1月31日 関係団体への書面ヒアリング

●第3回 令和7年4月17日（木）15：00～17：00

- （1）最終とりまとめ（素案）に関する議論
- （2）その他

＜地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ＞

●第1回 令和6年8月29日（木）10：00～12：00

- （1）論点に関する議論
- （2）その他

●第2回 令和6年9月18日（水）15：00～17：00

- （1）自治体からのヒアリング（静岡県掛川市・北海道北見市）
- （2）論点に関する議論
- （3）その他

●第3回 令和6年10月23日（水）10：00～12：00

- （1）中間とりまとめ骨子案について
- （2）学習指導要領解説の見直しに関する議論
- （3）その他

●第4回 令和6年11月上旬～中旬（持ち回り審議）

- （1）中間とりまとめ（素案）について

●第5回 令和7年2月17日（月）13：00～15：00

- （1）関係団体への書面ヒアリングの結果報告等
- （2）各論（個別課題への対応等）に関する議論
- （3）その他

●第6回 令和7年3月12日（水）14：00～15：00

- （1）最終とりまとめ（素案）に関する議論
- （2）その他

<地域文化芸術活動ワーキンググループ>

●第1回 令和6年9月3日（火）13：30～15：30

- （1）論点に関する議論
- （2）その他

●第2回 令和6年9月26日（木）10：00～12：00

- （1）自治体等からのヒアリング（山口県長門市・東かがわクラブ（香川県））
- （2）論点に関する議論
- （3）その他

●第3回 令和6年10月24日（木）10：00～12：00

- （1）中間とりまとめ骨子案について
- （2）学習指導要領解説の見直しに関する議論
- （3）その他

●第4回 令和6年11月上旬～中旬（持ち回り審議）

- （1）中間とりまとめ（素案）について

●第5回 令和7年2月20日（木）14：00～16：00

- （1）関係団体への書面ヒアリングの結果報告等
- （2）各論（個別課題への対応等）に関する議論
- （3）その他

●第6回 令和7年3月18日（火）14：30～15：30

- （1）最終とりまとめ（素案）に関する議論
- （2）その他

【参考3】関係団体への書面ヒアリングの概要

1. ヒアリング実施期間

令和6年12月18日～令和7年1月31日

2. ヒアリング方法

中間とりまとめ（令和6年12月18日公表）を送付し、書面での意見提出を依頼

3. ヒアリング対象団体

下記のとおり（計25団体）

【地方三団体】

- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会

【教育委員会・教育長関係】

- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会

【学校関係】

- ・全日本中学校長会
- ・全国特別支援学校長会
- ・全国特別支援学級・通級指導教室設置
学校長協会
- ・公益財団法人日本中学校体育連盟

【教職員組合】

- ・日本教職員組合
- ・全日本教職員連盟
- ・全日本教職員組合

【PTA関係】

- ・公益社団法人日本PTA全国協議会

【スポーツ関係】

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
- ・公益財団法人日本パラスポーツ協会
- ・一般社団法人大学スポーツ協会
- ・公益社団法人全国スポーツ推進委員連合

【文化関係】

- ・全国中学校文化連盟
- ・一般社団法人全日本吹奏楽連盟
- ・一般社団法人全日本合唱連盟
- ・一般社団法人日本マーチングバンド協会

【参考 4】関連リンク

- 部活動改革ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(令和 4 年 12 月 スポーツ庁・文化庁)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf

- 運動部活動での指導のガイドライン(平成 25 年 5 月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afielddfile/2018/06/12/1372445_1.pdf

- 「令和 5 年度 運動部活動の地域移行等に向けた実証事業 事例集」(令和 6 年 8 月 スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240905-spt_oripara-000028259_04_1.pdf

- 文化部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集(令和 6 年 8 月文化庁)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94120201_01.pdf

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果(令和 6 年 8 月 スポーツ庁・文化庁)

<運動部>https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt_oripara-000037466_0051.pdf

<文化部>https://www.mext.go.jp/sports/content/20240827-spt_oripara-000037466_00052.pdf

- スポーツ庁令和 5 年度実証事業関係データ等(令和 6 年 8 月 スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt_oripara-000037466_0014.pdf

- 令和 5 年度大会の在り方に関する調査研究結果(令和 6 年 8 月 スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt_oripara-000037466_0015.pdf

- 「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」HP(地方公共団体を対象としたワンストップ相談窓口)

<https://sports-club-advisor.jp/>

- 教師等の兼職兼業について(通知、手引きなど)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html